

予 防 ・ 危 険 物

# 防火対象物状況 (150㎡以上)

令和5年7月1日現在

町 別			斜 里 町	小 清 水 町	清 里 町	計
防火対象物の別 (消防法施行令別表第1)						
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1	1		2
	ロ	公会堂又は集会場	10	14	7	31
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これに類するもの				
	ロ	遊技場又はダンスホール	2		1	3
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの				
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの		1		1
3	イ	待合、料理店その他これに類するもの				
	ロ	飲食店	23	13	5	41
4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	31	10	8	49
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの	38	1	7	46
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	206	52	36	294
6	イ	病院、診療所又は助産所	8	1	1	10
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	7	2	1	10
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	15	3	3	21
	ニ	幼稚園又は特別支援学校		1	1	2
7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これに類するもの	9	2	2	13
8		図書館、博物館、美術館その他これに類するもの	7		1	8
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの				
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	1	1	1	3
10		車両の停車場又は船舶又は航空機の発着場	1	1		2
11		神社、寺院、教会その他これに類するもの	16	11	8	35
12	イ	工場又は作業場	83	30	14	127
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
13	イ	自動車車庫又は駐車場	21	8	1	30
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
14		倉庫	142	35	22	199
15		前各項に該当しない事業所	117	102	23	242
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その1部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	46	14	11	71
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	31	4	2	37
<b>計</b>			<b>815</b>	<b>307</b>	<b>155</b>	<b>1,277</b>

# 防火管理者講習実施状況

令和5年7月1日現在

回数	講習年月日	修了者数	備考
1	昭和 40 年 12 月 7・8 日	75 名	斜里消防署（政令指定により）
2	昭和 41 年 12 月 1・2 日	47 名	〃
3	昭和 44 年 1 月 16・17 日	92 名	〃
4	昭和 46 年 1 月 18・19 日	88 名	〃
5	昭和 47 年 1 月 17・18 日	74 名	〃
6	昭和 48 年 11 月 20・21 日	106 名	斜里地区消防組合 消防本部
7	昭和 50 年 11 月 15・16 日	55 名	〃
8	昭和 56 年 1 月 17・18 日	117 名	〃
9	昭和 59 年 2 月 20・21 日	57 名	〃
10	平成 18 年 2 月 10 日	32 名	〃（再講習）
11	平成 18 年 12 月 4・5 日	44 名	〃
12	平成 20 年 10 月 28・29 日	53 名	〃
13	平成 21 年 10 月 28 日	8 名	〃（再講習）
14	平成 22 年 10 月 26・27 日	34 名	〃
15	平成 23 年 10 月 26 日	14 名	〃（再講習）
16	平成 24 年 9 月 27・28 日	32 名	〃
17	平成 25 年 9 月 27 日	5 名	〃（再講習）
18	平成 26 年 10 月 2・3 日	31 名	〃
19	平成 27 年 10 月 2 日	9 名	〃（再講習）
20	平成 28 年 11 月 8・9 日	33 名	〃
21	平成 29 年 10 月 5 日	14 名	〃（再講習）
22	平成 30 年 11 月 6・7 日	31 名	〃
23	令和 元 年 11 月 13 日	7 名	〃（再講習）
24	令和 2 年 11 月 5・6 日	41 名	〃
25	令和 3 年 11 月 25 日	12 名	〃（再講習）
26	令和 4 年 12 月 20・21 日	39 名	〃
計		1,150 名	

# 危険物の状況

## 危険物施設状況

令和5年7月1日現在

施設種類 地域別		合計	貯蔵所							取扱所			
			製造所	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	屋外	簡易タンク	給油	一般	販売
斜里町	市街地	朝日町	4					2				2	
		本町	5					5					
		前浜町	3					3					
		港町	13					2	6	1		1	3
		西町	4			2		1					1
		文光町	15					8	4			1	2
		光陽町	2					1				1	
		青葉町	5					5					
	その他の地域	新光町	6					1	1			4	
		豊倉	6						3			3	
		川上	13		2	6		1		1			3
		中斜里	6			1			1			3	1
		峰浜	2					2					
		以久科	15		1			7				1	6
合計	ウト口	28			3		12	6			3	4	
	上記以外の地域	18			4		5	6			1	2	
合計		145		3	16		55	27	2		20	22	
小清水町	市街地	小清水	28				8	10	1		5	4	
		止別											
		浜小清水	1								1		
	その他の地域	中里											
		神浦											
		上徳											
		美和	4					2				2	
共和	5			3		1					1		
旭													
東野													
合計		38			3		11	10	1		6	7	
清里町	市街地	清里町	35		1	2		18	5		2	7	
		札弦町	2								2		
		緑町	4					2	1			1	
	その他の地域	清泉											
		神威	14			2		5		1		6	
		向陽											
上斜里	4			1			1	1			1		
合計		59		1	5		25	7	2		4	15	
総合計		242		4	24		91	44	5		30	44	

## 危険物製造所等貯蔵取扱状況

令和5年7月1日現在

区分・地域別		施設別		製 造 所	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	一 般 取 扱 所	合 計
		斜 里	小 清 水 清 里										
倍数が5以下	斜 里		1		4		26	24	2			5	62
	小 清 水				1		4	2				1	8
	清 里				3		11	7				5	26
	計		1		8		41	33	2			11	96
倍数が5を 超え10以下	斜 里				5		11				2	9	27
	小 清 水				1		1	8	1			2	13
	清 里		1				7			1		5	14
	計		1		6		19	8	2		2	16	54
倍数が10を 超え50以下	斜 里		2		6		15	2			10	5	40
	小 清 水				1		5				4	4	14
	清 里				2		7			1	1	5	16
	計		2		9		27	2	1		15	14	70
倍数が50を 超え100以下	斜 里						3					2	5
	小 清 水												
	清 里										2		2
	計						3				2	2	7
倍数が100を 超え150以下	斜 里							1			1		2
	小 清 水												
	清 里										1		1
	計							1			2		3
倍数が150を 超え200以下	斜 里										5	1	6
	小 清 水										1		1
	清 里												
	計										6	1	7
倍数が200を 超えるもの	斜 里				1						2		3
	小 清 水						1				1		2
	清 里												
	計				1		1				3		5
合 計	斜 里		3		16		55	27	2	20	22		145
	小 清 水				3		11	10	1	6	7		38
	清 里		1		5		25	7	2	4	15		59
総 合 計			4		24		91	44	5	30	44		242